

練馬区止水板設置助成金交付要綱

令和8年6月30日

8練土計第403号

(目的)

第1条 この要綱は、浸水被害の防止または軽減を図るための止水板を設置または工事する者に対して、練馬区（以下「区」という。）がその費用の一部を助成することにより、水害から区民の生命および財産を守ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、つぎの各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 止水板 建築物等への浸水を防ぐことを目的に出入口等に設置する、取り外しまたは移動が可能なもの（原則として金属板）をいう。

(2) 関連工事 つぎに掲げる止水効果を高めるための工事をいう。

ア 内外壁の止水工事

イ 土間コンクリート打設工事

ウ その他区長が必要と認める工事

(3) 簡易型止水板 止水板のうち、設置に特別な工事を要しない簡易なものをいう。

(4) 管理組合 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条もしくは第65条に規定する団体または第47条第2項に規定する管理組合法人をいう。

(助成対象経費)

第3条 この要綱による助成の対象となる経費は、つぎのとおりとする。

(1) 建築物等に止水板を設置する工事に係る経費

(2) 止水板設置に伴う関連工事に係る経費

(3) 簡易型止水板の購入に係る経費

(助成対象者)

第4条 この要綱による助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、区の区域内（以下「区内」という。）に存する建築物等を所有また

は使用するものであって、つぎの各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 練馬区住民基本台帳に記録されている者
- (2) 区内に本店、主たる事務所、支店等を有する法人
- (3) 管理組合

2 前項の規定にかかわらず、つぎに各号のいずれかに該当するものは、助成金の交付対象としない。

- (1) 法令、条例または要綱等により止水板の設置を義務付けられている者
- (2) 止水板の設置について、国、東京都または区からこの要綱以外の助成を受けるもの
- (3) 国、地方公共団体その他これに準ずる団体
- (4) 売買を目的として所有している建築物等に止水板の設置を行う者
- (5) 住民税、法人税等を滞納しているもの

(区税を滞納していないことの確認)

第5条 前条第1項第1号に掲げる者が同条第2項第5号に規定する住民税を滞納していないことの確認は、区長が対象者の同意に基づいて区税の納付状況を調査する方法により行うものとする。

(助成金の交付額)

第6条 助成金の額は、つぎに掲げるとおりとし、予算の範囲内で交付する。

- (1) 第3条第1号または第2号に規定する工事に対する助成額は、当該工事に要した費用の2分の1とする。
- (2) 第3条第3号に規定する簡易型止水板の購入に対する助成額は、当該簡易型止水板の本体価格の2分の1とする。

2 助成金の交付は、一つの建築物につき1回を限度とする。

3 助成金の交付は、一つの建築物につき100万円を限度とする。ただし、100円未満の端数があるときは切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 この要綱による助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、止水板の設置もしくは工事前または簡易型止水板の購入前に止水板設置助成金交付申請書（第1号様式）に、つぎに掲げる書類を添えて区長に提

出しなければならない。

- (1) 設置箇所案内図、同位置図および写真
- (2) 計画図面および止水板仕様が明示されている図面類（購入する簡易型止水板が分かる書類を含む。）
- (3) 見積書の写し
- (4) 土地および建物の登記事項証明書
- (5) 土地および建物所有者の止水板設置承諾書（第2号様式）（申請者が使用者の場合に限る。）
- (6) つぎの各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類
 - ア 第5条第1項第1号に掲げる者 住民票の写し
 - イ 第5条第1項第2号に掲げる者 法人の登記事項証明書ならびに前年度の法人住民税および法人事業税を滞納していないことを証する書類
 - ウ 管理組合 止水板の設置に関して集会の決議をしたことを証する書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 代理人が申請者に代わって申請するときは、前項に規定する書類のほか、委任状（第3号様式）を添付しなければならない。

（交付決定および通知）

第8条 区長は、前条の申請があったときは、書類を審査し、助成金を交付することを適当と認めたときは止水板設置助成金交付決定通知書（第4号様式。以下「交付決定通知」という）により、助成金を交付することが適当でないと認めたときは止水板設置助成金不交付決定通知書（第5号様式）により、速やかに申請者に通知する。

2 区長は、前項の交付決定に当たり必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（助成項目等の変更）

第9条 前条第1項の規定により交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定に係る内容等を変更しようとするときは、止水板設置助成金変更申請書（第6号様式）に必要な書類を添えて区長に提出しなければならない。ただし、助成金の増額を伴わない軽微な変更についてはこの限

りでない。

(変更の承認)

第10条 区長は前条の規定による申請があったときには、その内容を審査し、承認するときは止水板設置助成金変更承認通知書（第7号様式）により、承認しないときは止水板設置助成金変更不承認通知書（第8号様式）により、申請者に通知する。

2 区長は、前項の規定による変更の承認に際し、必要な条件を付けることができる。

(設置等の中止)

第11条 交付決定者は、当該交付決定に係る設置または工事を中止する場合には、止水板設置助成金交付申請取下書（第9号様式）を、直ちに区長に提出しなければならない。

(完了実績報告書)

第12条 交付決定者は、助成事業が完了したときは、完了実績報告書（第10号様式）につき書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 平面図、立面図、設置図、構造図等のしゅん工図その他の止水板を設置する位置を示す図面
- (2) 止水板を設置した状態を撮影した写真
- (3) 工事費の領収書の写しまたは簡易型止水板の購入に係る領収書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた書類

(助成額の確定および通知)

第13条 区長は、前条の規定により完了実績報告書の提出を受けた場合は、実績報告の審査および必要に応じて行う現地確認により、交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、止水板設置助成金額確定通知書（第11号様式。以下「助成金額確定通知」という。）により、申請者に通知する。

(助成金の請求および受領の委任)

第14条 交付決定者は、前条の助成金額確定通知を受け取ったときは、止水板設置助成金請求書（第12号様式）により、区長に助成金の交付請求を行うものと

する。

2 交付決定者は、前項に規定する交付請求および助成金の受領を代理人に委任する場合は、委任状（第13号様式）を区長に提出しなければならない。

（交付決定の取消しおよび助成金の返還）

第15条 区長は、交付決定者（前条第2項に規定する代理人を含む。以下同じ。）

がつぎの各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。この場合において、区長は、既に助成金が交付されているときは、交付決定者にその全部または一部を返還させることができる。

(1) 虚偽または不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱および区長が付した条件に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、交付決定取消通知書（第14号様式）により通知するものとする。

（維持管理）

第16条 交付決定者は、助成金の交付を受けたときは、当該止水板を良好に維持管理しなければならない。

（電子情報処理組織による申請）

第17条 第7条第1項および第9条の規定による申請、第11条の規定による取下げならびに第12条の規定による報告については、区長が別に定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

（委任）

第18条 この要綱の施行について必要な事項は、土木部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。